

## 本日の会議に付した事件

平成28年第2回山元町議会定例会

平成28年6月8日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 報告第 6号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 5 報告第 7号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 6 報告第 8号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 7 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書について（平成27年度山元町一般会計）
- 日程第 8 報告第10号 事故繰越し繰越計算書について（平成27年度山元町一般会計）
- 日程第 9 報告第11号 山元町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第10 報告第12号 山元町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第11 議案第38号 山元町こどもセンター条例
- 日程第12 議案第39号 山元町児童館条例
- 日程第13 議案第40号 山元町子育て支援センター条例

---

### 午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成28年第2回山元町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

震災復興企画課長佐藤和典君が病気休暇中のため、今会期中の会議を欠席し、同課企画調整班長中野禎一君、事業管理班長大和田秀生君が出席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、3番竹内和彦君、4番岩佐孝子君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい。平成28年第2回山元町議会定例会会期日程。月日、曜日、会議別、内容の順で読み上げます。

6月8日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

6月9日、木曜日、常任委員会。

6月10日、金曜日、11日、土曜日、12日、日曜日、休会。

6月13日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

6月14日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

6月15日、水曜日、常任委員会。

6月16日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から6月16日までの9日間をしたい  
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間に決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい、議長。議長諸報告。平成28年6月8日。

#### 1、議会閉会中の動向

5月25日、仙南・亘理地方町村議会議長会議が開催され、出席しました。

5月26日、宮城県町村議会議長会臨時総会が開催され、出席しました。

5月30日から31日、全国町村議会議長・副議長研修会と県選出の国会議員との懇談会が東京で開催され、出席しました。

（総務民生常任委員会）

5月16日、18日、25日、委員会が開かれました。

（産建教育常任委員会）

5月20日、30日、6月3日、委員会が開かれました。

（議会運営委員会）

6月3日、7日、委員会が開かれました。

（全員協議会）

5月20日、6月3日、協議会が開かれました。

#### 2、請願（陳情）の受理

陳情2件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

#### 3、長送付議案等の受理

町長から議案等24件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

#### 4、質問通告書の受理

議員10名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その一覧表を配布しております。

裏面をお願いいたします。

#### 5、監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査結果報告書が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

#### 6、説明員の出席要求

本定例会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

#### 7、その他特に報告すべき事項

町長から工事請負契約締結の報告書が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等24件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。皆さん、おはようございます。

6月定例、開会するに当たりましてご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成28年第2回山元町議会定例会が開会され、平成28年度補正予算案を初めとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

震災から6年目を迎え、我が町は国の復興計画における後期5カ年の「復興・創生期間」として、また、「山元町震災復興計画」の「発展期」の初年度として、新たなステージへと歩みを進めました。

つばめの杜地区と新坂元駅周辺地区の両市街地整備工事もおおむね完了し、新たな街並みには希望と活気があふれ、JR常磐線の移設復旧工事の進捗とも相まって、町民の皆様には復興の姿をより具体の形として実感いただけるようになってまいりました。

また、先月20日には、東京都内で日本都市計画学会の学会授与式が行われ、本町の復興計画が「計画設計奨励賞」を受賞いたしました。

この賞は、近年取り組まれた都市計画に関する計画等のうち、将来性や発展性のある優れたものを選定するものであり、単なる復旧にとどまらず、震災前から抱えていた「人口減少」「少子高齢化」「賑わいの創出」などの課題解決と持続可能なまちづくりに向け、災害に強く、都市機能を集約した「コンパクトシティ構想」をもとにした計画が高く評価されたものであります。

この受賞を契機に、引き続き我が町の一日も早い復興の完遂とさらなる発展に向け、そして町民の皆様のより一層の福祉向上のため、一意専心全力を挙げて町政運営に取り組む所存でございます。

なお、本日午後から高木復興大臣が本町にお見えになり、つばめの杜地区の視察や仮設住民との意見交換などを予定されておりますことをご報告させていただきます。

それでは、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

初めに、新市街地整備事業の進捗についてですが、つばめの杜地区については、昨年度末までに宅地分譲地全201区画、復興公営住宅全346戸が完成し、去る3月26日には、町の新たな復興のシンボルでもある「つばめの杜大橋」の開通式をとり行ったところであります。

式典当日は、阿部議長を初めご来賓や関係者の皆様、並びに地域住民の方々など、約400名もの皆様にご参加をいただき、町民が長年待ちわびていた真新しい橋を参加者

全員で一步一步踏みしめながら、完成の喜びをともに分かち合ったところであります。

また、先月26日には、「フレスコキクチ」並びに「薬王堂」の店舗新築工事の着工にあわせて、関係者ご列席のもと、工事期間中の無事故・無災害を願う安全祈願祭が厳粛にとり行われたところであります。

両社とも、長年にわたり各市町の地域の皆様から愛される店舗経営を展開しており、今年10月末に店舗がオープンした暁には、地域のにぎわいや新たな雇用の創出など、本町の産業振興の面で大いに貢献していただけるものと期待しております。

また、つばめの杜中央公園と隣接する子育て拠点施設、並びに山下第二小学校につきましては、今夏、この夏からの供用開始に向け、備品の据えつけや内装工事等が急ピッチで進められているところであり、供用開始に先立ち、開所式や落成記念式典等のオープニングセレモニーを開催する予定としております。

次に、新坂元駅周辺地区についてですが、昨年度末までに宅地分譲地全40区画、復興公営住宅全56戸が完成し、JR坂元駅前の商業区画では大手コンビニエンスストアのローソンが営業を開始したほか、街区公園の整備に加え、街路樹や緑道等の景観整備も進んでおり、市街地整備はおおむね完了したところであります。

なお、道合地区に建設中の中層集合住宅については、敷地造成は完了し、周辺道路や排水路の整備についてもおおむね完成するなど、工事は順調に進捗しており、現在は建物を支える杭基礎工事が進められております。

また、(仮称)坂元地区地域交流センターに隣接する特定業務施設用地につきましては、「JAみやぎ亘理農業協同組合」との協議を重ね、先般、賃貸借による借地契約の内容について合意したところであり、今後正式に契約締結した上で、来年4月の業務開始を目指し、夏ごろにも建築工事に着手したい意向であると伺っております。

次に、宮城病院周辺地区についてですが、貴重な線刻画等の埋蔵文化財の調査保存作業、及び山頂に設置されていた受水槽の移転も完了し、現在は、調整池の護岸工事や、国道6号の交差点改良工事等が精力的に進められております。

来月からは、復興公営住宅の建築工事に着手する予定としており、分譲宅地とあわせて順次引き渡しができるよう準備を進めているところであります。

次に、運転再開が切望されておりますJR常磐線の復旧事業の進捗についてですが、現在進められている駅舎の建設や、信号等の電気施設工事は夏ごろまでに完了し、秋からは試運転が開始される予定であると伺っております。

町といたしましても、一日も早い運転再開に向けて、これまで以上にJR東日本を初め、関係機関との連携をしっかりと図ってまいります。

次に、減災効果が期待される第2線堤として県が整備を進めている旧JR用地を活用した県道相馬亘理線改良工事の進捗についてですが、既に工事が進められている坂元川及び戸花川橋梁部に加え、今年4月から新たに新浜地区約860メートルの区間の盛り土工事に着手したところであります。

今後も、用地買収が完了した箇所から順次工事に着手し、平成31年度末までには工事が完了する見込みであると伺っております。

次に、沿岸部における防潮堤整備事業、並びに海岸防災林(防潮林)復旧事業の進捗についてですが、流失した防潮堤の整備については、昨年度末までに築堤はほぼ完成し、現在は漁港海岸堤防の一部、及び坂元川河口部、並びに一の沢川河口部について、施工

が進められているところであり、全延長の完成は今年秋ごろとなる予定であります。

また、海岸防災林（防潮林）の復旧については、津波に対して根返りしにくい林帯をつくるため、かつて保安林のあった場所を中心に２メートルから３メートルの盛り土をし、植栽を進めているところであります。

この５月までには、国有林・民有林合わせて約２００ヘクタールの計画に対して、町内の計２０カ所、約８８ヘクタールにおいて盛り土工事が完了し、うち牛橋地区の約２０ヘクタール、花釜地区の約１０ヘクタール、及び磯浜地区約１ヘクタールの計約３１ヘクタールの保安林では、クロマツ等の植栽整備も完了しております。

なお、今年度は、笠野、中浜地区ほか６カ所で約４２ヘクタールの盛り土工を計画しており、これらの盛り土工事は平成２９年度末、植栽整備は平成３０年度末までに完了する予定となっております。

次に、今年１０月からの開業を目指している山元町シルバー人材センターについてですが、これまで「山元町シルバー人材センター設立準備委員会」において、定款や受注業務の確保の方策等について検討を重ねてきたところであり、組織の概要も固まったことから、先月から入会説明会を開催し、会員の確保を図っているところであります。

シルバー人材センターの開業により、６０歳以上の方々に対して希望に応じた就業の機会を提供することで、健康で生きがいのある生活を実現し、地域社会の福祉の向上や活性化を促進してまいりたいと考えております。

次に、亘理名取共立衛生処理組合を構成する名取、岩沼、亘理、山元の２市２町によって整備を進めてきました「岩沼東部環境センター」についてですが、本年４月１日の本格稼働開始以来、今日まで安定的に施設を稼働しており、今月５日には関係者ご列席のもと、施設の竣工式がとり行われたところであります。

新施設は、土地全体を約３メートルかさ上げして建設されたほか、ごみを焼却処理した際に発生する熱エネルギーを有効活用するため、熱を電力に変換して施設内で活用することに加え、余剰電力は売電等を行うなど、環境にも配慮した施設となっております。

次に、町内の環境美化活動推進のため、６月に新設された「やまもとクリーンサポートプログラム」についてですが、このプログラムは、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業の方々を「やまもとクリーンサポーター」として認定し、町が管理する道路、河川、公園等の環境美化活動を行っていただくものであります。

今後は、クリーンサポーターとして認定された団体に対して、補償保険の適用や、希望により活動区域にクリーンサポーター名を記した表示板設置を行うなど、町としても活動を積極的に支援し、持続可能な住民協働のまちづくりを後押ししてまいりたいと考えております。

次に、“町民のためのラジオ”として、開局から一貫して喜びや悲しみ、さまざまな思いなど、たくさんの町民の声を電波に乗せて、地域に根差した情報を放送し続けてきた「りんごラジオ」についてですが、今年度、全国約７割の中学校で採用されている国語の教科書に「いい町には、声がある」という信念のもと、情報を伝える側面以外にも、町の復興・再生に力を尽くす「りんごラジオ」の活動の様子が７ページにわたり掲載されたところあります。

また、来月にはＪＲ東日本の新幹線車内誌として広く愛読されている「トランヴェール」において活動の様子が紹介されるなど、さまざまなメディアを通じて全国的に注目

を集めているところであり、町といたしましても「りんごラジオ」の被災者に寄り添った長年の活動に対し、改めて感謝と敬意の念を表したいと存じます。

最後に、東日本大震災により犠牲となられた方々の追悼と、震災の教訓を後世に伝えることを目的とした慰霊碑建立事業についてですが、これまで山元町東日本大震災慰霊碑建立検討委員からいただいたご意見をもとに設計に取り組んできたところであり、実施設計が完了したことから、今議会において工事費並びに除幕式に係る補正予算をご提案させていただいております。

慰霊碑のコンセプトは、震災から5年が経過し、慰霊、復興、記憶、願いなどそれぞれの思いが形となっていく様をイメージし、それぞれの思いが宿る「大地の塔」を中心に、碑文、刻銘板等を兼ねた「思いをつなげる記憶の石碑」、町内の被災状況や周辺案内図等を組み合わせた「案内板」、犠牲になられた方々への追悼を目的とした「祈りの広場」、復興の決意を新たにす「願いの広場」、そして、震災前後の写真タイルを閲覧できる「記憶の広場」を周囲に配置しております。

慰霊碑は、来年3月11日の「山元町鎮魂の日」までには除幕式を行う予定であり、2月末の完成を目指し鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の主な取り組みについてご報告申し上げます。

引き続き、我が町の復興・創生に向けて「チーム山元」一丸となり、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、これまで同様、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてご説明申し上げます。

報告第6号から第8号の「専決処分の報告について」は、「山元町園芸作物用施設整備事業造成工事（笠野地区）」及び「新山下駅周辺地区市街地整備工事」、並びに「町道4164号浅生原笠野線道路改良工事」について、施工内容や数量に軽微な変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するもの。

報告第9号「繰越明許費繰越計算書について」は、平成28年第1回山元町議会定例会においてご可決いただきました、平成27年度一般会計補正予算の繰越明許費について、平成28年度に繰り越しましたので報告するもの。

報告第10号「事故繰越し繰越計算書について」は、関係機関との協議に不測の時間を要したこと等により、一部の事業が完了できなかったため、平成28年度に事故繰越しましたので、報告するもの。

報告第11号「山元町水道事業会計予算繰越計算書について」、及び報告第12号「山元町下水道事業会計予算繰越計算書について」は、災害復旧関連事業等を平成28年度に繰り越しましたので、報告するものであります。

次に、予算外の議決議案についてご説明申し上げます。

議案第38号から第40号までについては、つばめの杜地区に整備する子育て拠点施設内に「山元町こどもセンター」を置くこととし、その中に新たに「山元町児童館」、及び「山元町子育て支援センター」を設置することに伴い、施設の設置及び管理に関する条例を新たに制定するもの。

議案第41号「山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例」については、山元町こどもセンター内に山下第二小学校児童クラブを復旧・整備したことに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第42号「山元町保育所条例の一部を改正する条例」については、子育て拠点施設内の保育所整備完了に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第43号「山元町町営住宅条例の一部を改正する条例」については、新山下駅周辺地区の名称が「つばめの杜」に決定したことに伴い、町営住宅等の名称を変更するとともに、共同施設（集会所）を追加するため、所要の改正を行うもの。

議案第44号「山元町児童福祉施設運営審議会条例の一部を改正する条例」については、山元町こどもセンター内に山元町児童館を設置することに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第45号「東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示等の対象地域における被保険者に係る国民健康保険税を平成27年度に引き続き減免するため、所要の改正を行うもの。

議案第46号「平成28年度消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約」については、財産の取得について議会の議決を求めるもの。

議案第47号「平成28年度山元町立山下第二小学校備品購入事業その1に係る物品購入契約」については、つばめの杜地区に建設中の山下第二小学校で使用する文具や事務用品の備品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

議案第48号については、つばめの杜地区に整備する駐車場に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

議案第49号については、町道28号上平磯線の道路改良工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

議案第50号及び第51号については、つばめの杜地区並びに新坂元駅周辺地区市街地に建設する(仮称)地域交流センターの新築に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

議案第52号については、山元町立山下第二小学校校舎等災害復旧工事について、地盤改良の増嵩や、使用部材等、設計内容に変更が生じたことから、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第53号「平成28年度山元町一般会計補正予算（第2号）」（案）について申し上げます。

初めに、「地方創生」関連事業についてですが、今回措置しております予算については、国の平成27年度補正予算「地方創生加速化交付金」事業のうち、1次募集枠での採択に至らなかった「定住促進事業」、「山元町ブランド推進事業」について、事業計画や規模について見直しを行い、国の指導も踏まえ第2次募集枠で改めて申請を行った事業について追加措置したものであります。

次に、「地方創生」関連事業以外の歳出予算についてご説明申し上げます。

歳出予算の総務費については、一般管理費において熊本地震の被災地支援として、熊本県に対し宮城県町村会を通じて送る見舞金を追加措置したほか、財産管理費において

は震災復興交付金事業の第15回申請に係る交付額決定に伴い、積立金を増額措置したものであります。

また、企画費においては、花釜区における被災地域での交流活動推進に対する補助金、並びにつばめの杜地区における環境美化活動等に使用する備品整備に対する補助金について、それぞれ交付決定に基づき追加措置するとともに、戸籍住民基本台帳費においては、個人番号カード交付に係る経費について追加交付を受けたことから増額措置したものであります。

次に、民生費については、被災者支援費において、宮城病院地区の花いっぱい運動事業について、被災者支援総合交付金の追加交付を受けたことから追加措置するものであります。

次に、衛生費については、保健衛生総務費において、昨年締結した保健・医療・福祉の分野における連携協力を目的とした宮城病院、山元町、亘理町との相互協力協定に基づき、亘理町と連携した医師確保対策に対する補助金を追加措置したほか、保健衛生復興推進費において不妊治療を受ける世帯の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費に対する町単独の補助金を追加措置するものであります。

また、災害廃棄物処理事業費については、災害廃棄物由来の再生土砂を保管しているストックヤードの現状復旧費について、国からの指導に基づき、今年度予算で改めて措置するものであります。

次に、農林水産業費については、農業復興推進費において、町内の農業法人等に対する営農再開に資する生産資材や農業機械等導入に対する補助金について交付金の内示を受けたことから、増額措置するものであります。

次に、土木費については、道路橋梁復興推進費において、避難道路として整備する山下花釜線の道路整備工事費について復興交付金の交付決定に基づき増額するとともに、公営住宅建築事業費、並びに都市計画復興推進費においては、宮城病院地区の復興公営住宅及び集会所の建築工事費について、実施設計完了に伴い、建築単価の上昇や施工方法の見直し等の理由により、規定予算に不足を来すことが判明したため、不足分を追加措置するものであります。

次に、消防費については、災害対策費において、花釜区の防災備品を整備する事業について補助金の交付決定に基づき追加措置したほか、防災復興推進費においては、慰霊碑建立工事に係る設計が完了したことに伴い、工事費や除幕式に係る経費を追加措置するものであります。

次に、教育費については、教育振興費において、被災した生徒児童への学習支援を行う緊急スクールカウンセラー等活用事業に要する経費を追加措置したほか、社会教育施設計画費においては、町民から請願のあったパークゴルフ場の整備について、事業実施を検討するに当たり必要となる、運営方法や収支見直し等の基本計画策定経費を追加措置するものであります。

最後に、債務負担行為の補正については、ベビーバス・ベビーベッド貸出事業に要する経費について、期間及び限度額を設定するものであります。

なお、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国県支出金を増額措置したほか、震災復興特別交付税や震災復興交付金基金繰入金等を増額し、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約6億7、



000万円を増額し、総額223億8,000万円余とするものであります。

続きまして、特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。

議案第54号「平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」(案)について申し上げます。

歳出予算のうち、総務費については、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、県内市町村の国民健康保険税の基礎データを県に提供する必要が生じたことから、システム改修経費を追加措置したものであります。

歳出予算に見合う財源として、財政調整基金繰入金を増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約160万円を増額し、総額21億円余とするものであります。

以上、平成28年第2回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に、「工事請負契約に関する議案」1件、「工事請負契約の変更に関する議案」1件、「物品購入契約に関する議案」2件、並びに「山元町特別職の給与改正に関する条例議案」、及び「人権擁護委員の推薦について」の計6件を追加提案する予定でありますので、ご提案申し上げました際には、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(阿部 均君) この際、暫時休憩いたします。再開は10時50分いたします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時50分 再開

議長(阿部 均君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会場が今から本会議等夏に向けて暑くなりますし、クーラー使っておりますので、喉が痛むという方もおりますので、水分補給を認めています。水分は水のみといたしますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、再開をいたします。

---

議長(阿部 均君) 日程第4. 報告第6号を議題とします。

本案について報告を求めます。

産業振興課長(大和田 敦君) はい、議長。それでは、報告第6号についてご説明申し上げます。

専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案の概要につきましては、お手元に配布されております資料のNo.1をご用意いたします。

初めに、提案理由でございますが、東日本大震災により被災しました沿岸部における早期の営農再開を目的としまして、現在、園芸作物用施設整備事業造成工事を施工中でございます。この工事において一部変更を生じたことから、地方自治法180条第1項の規定に基づき専決処分としましたので、報告するものでございます。

順を追って説明申し上げます。

まず、契約の目的でございますが、工事の名称になります。平成27年度債務負担行為産振農複請2号山元町園芸作物用施設整備事業造成工事（笠野地区）でございます。

契約の相手方でございますが、村田町大字小泉字西浦所在の株式会社今野建設でございます。

契約金額でございますが、原契約額6,372万円に対し、147万4,200円を増額。変更後の額としまして、6,519万4,200円としたものでございます。

なお、増額の率については2.32パーセントの増というふうなものになってございます。

4番目としまして、工事の場所でございますが、山元町高瀬字北中須賀地内笠野地区になります。

工事の概要、変更分でございますが、まず1点目、工期の変更を行ってございます。平成28年2月15日から平成28年5月27日までの工期を延長し、28年6月の10日までというふうにしてございます。

変更の内容でございますけれども、1点目としましては、残土運搬工として数量1,382.6立米、土水路工としまして、延長が140.4メートルの増というふうな内容になります。

契約金額につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

工期につきましては、平成28年2月15日から平成28年6月10日までというふうなことです。

変更の理由でございますけれども、まず1点目としましては、造成工事に伴いまして施設の建設に適さない現場発生土、こちらを場外へ搬出する必要性が生じたことから、土砂運搬に係る費用を増嵩するものでございます。

2点目としましては、本工事場所につきましては、宮城県が事業主体となり実施しております東部地区農地整備事業の受益組合でございまして、農地整備事業との工程調整の結果、造成敷地周辺に土水路を整備する必要性が生じたというふうなことから、土水路整備に係る費用を増嵩したものでございます。

なお、議決の経緯でございますけれども、平成28年第1回山元町議会臨時会議案第5号として議決を賜っている案件でございます。

以上が報告第6号の概要となります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第5. 報告第7号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。報告第7号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、報告内容については、別紙配布資料No.2にてご説明いたしますのでご覧願います。

提案理由といたしましては、新山下駅周辺地区市街地整備工事ほか請負契約の変更に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものでございます。

主な項目及び内容について説明させていただきます。

契約の目的は、平成25年度債務負担行為請1号新山下駅周辺地区市街地整備工事外でございます。

契約の相手方は、フジタ・大豊・橋本店特定建設工事共同企業体でございます。

契約金額は、原契約152億3,408万400円から、変更契約額といたしまして152億3,544万2,280円となり、増額分といたしまして136万1,880円、こちら消費税を含むものでございまして、0.009パーセントの増額となっております。

工事の場所につきましては、山元町浅生原地内ということで、次ページの位置図を参照願います。

工事の概要につきましては、変更分の主な変更内容の説明となりますが、2ページ後ろのA3資料、新山下駅周辺地区変更箇所にお示しさせていただきますとおり、歩車道境界を明確にする縁石鉾86カ所や車どめ3カ所、アローライト7カ所など、安全施設等の追加設置したことによる変更でございます。その結果、変更の額といたしまして136万1,880円の増額となっております。

工期といたしましては、平成25年6月19日から平成28年5月31日までとなっております。

変更理由といたしましては、工事の概要でお話しさせていただきましたとおり、警察などからの指導に基づき安全施設の追加設置に伴う変更でございます。

議決の経緯といたしましては、平成24年第2回の定例会の議案第71号において工事請負を認めていただきまして、こちら以下3回お示ししますとおり、3回の変更契約を行っている状況でございます。

以上で報告第7号の説明とさせていただきます。

---

議長（阿部 均君）報告第7号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第6. 報告第8号を議題とします。

本案について報告を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。報告第8号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、報告内容については、別紙配布資料No.3にてご説明いたしますのでご覧願います。

まず初めに、提案理由といたしまして、町道4164号浅生原笠野線道路改良工事請負契約の変更に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するも

のでございます。

主な項目及び内容について説明させていただきます。

契約の目的は、平成27年度復興交付金事業町道4164号浅生原笠野線道路改良で  
ございます。

契約の相手方は、株式会社岩佐組でございます。

契約金額は、原契約額1億6,630万4,880円から変更契約額といたしまして  
1億6,192万2,240円となりまして、減額額といたしまして438万2,64  
0円の減額となっております。こちら全て消費税部分でございます。その結果、2.  
6パーセントの減となっております。

工事の場所といたしましては、山元町花釜地内ということで、次ページの位置図にお  
示しするとおりでございます。

工事の概要といたしまして、変更分の主な変更内容の説明となりますが、2ページ後  
のA3平面図をご覧ください。こちらの標準横断面図に示しております盛り土部分、着色  
されております盛り土部材、こちらが当初購入土で計画していたものでしたが、施工調  
整の結果、他工事からの発生土の受け入れが可能となり、その結果購入土が3,500  
立米減となったことによるものでございます。

変更の概要といたしまして、工期、こちらが平成27年8月4日から平成28年3月  
25日までの原工期に対しまして、関係機関の協議等により平成28年6月30日まで  
延期してございます。

また、契約金額に関しましては、438万2,640円の減となっております、こ  
ちらは購入土の3,500立米減ということからの減額でございます。

工期につきましては、平成27年8月4日から平成28年6月30日までとなってお  
ります。

変更理由といたしましては、工事の概要にてご説明申し上げましたとおり、施工調整  
の結果、他工事からの発生残土受け入れが可能となり、購入土が減となったことによる  
変更でございます。

議決経緯は、平成27年第3回山元町議会臨時会議案第52号で承認をいただいたも  
のでございます。

以上で報告第8号の説明とさせていただきます。

---

議長（阿部 均君）報告第8号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わら  
します。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 報告第9号を議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長（八楯政信君）はい、議長。それでは、報告第9号 繰越明許費繰越計算書について  
ご説明申し上げます。

さきの3月議会におきまして明許設定をいたしました一般会計補正予算第6号につ  
きまして、地方自治法施行令の規定に基づきまして具体的な繰越額をご報告させていただ  
くものでございます。

では、報告第9号の1ページをお開き願います。

平成27年度山元町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

こちらの計算書でございますが、左から順に予算科目、事業名の欄となっております。続いて金額の欄、こちらにはさきの3月議会で設定いたしました繰越限度額を記載しております。この繰越限度額の範囲におきまして、平成27年度の決算に基づく確定した繰越額を記載したものが翌年度繰越額の欄となっております。財源内訳を右側の欄に記載しておりますのでご確認いただければと思います。

今回は合計29事業を実際に繰り越しております。主な事業につきましてご説明申し上げます。

まず、第6款農林水産業費第1項農業費の被災地域農業振興総合支援事業でございます。こちらにつきましては、2月臨時会にて契約の議決をいただきました園芸作物用機械の購入でございますが、受注生産のために納入までに日数を要し、年度内納入が困難になったことから繰り越したものでございます。明許繰越額が約3億8,200万円でございましたが、実際翌年度に繰り越した額は約3億6,100万円となっております。財源内訳につきましては右側の欄に記載のとおりでございます。

次に、農産漁村地域復興基盤総合整備事業でございます。こちらにつきましては、山元北部地区、磯地区、山元東部地区の県営農地整備事業が繰り越したことから、それに係る町負担金及び委託料について繰り越したものでございます。明許繰越額が約3億5,500万円でございましたが、実際翌年度に繰り越した額は約2億6,400万円となっております。財源内訳につきましては右側記載のとおりでございます。

2ページをお開き願います。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費の社会資本整備交付金事業でございます。こちらにつきましては、町道高瀬笠野線など主に常磐線復旧に伴う関連道路改良工事におきまして、常磐線復旧事業の近接工事の協議に時間を要したことから繰り越したものでございます。明許繰越額が約18億9,700万円でございましたが、実際翌年度に繰り越した額は約18億2,100万円となっております。財源内訳については記載のとおりでございます。

次に、第4項住宅費の災害公営住宅建築事業及び第6項都市計画費の防災集団移転促進事業及び津波復興拠点整備事業につきましては、山下、坂元、宮城病院の3地区の新市街地整備に関するものでございます。このうち、山下、坂元地区につきましては、今年度内でおおむね市街地整備が完了するものの、一部残工事があることや精算業務のために繰り越したものの、また、宮城病院地区につきましては、希望戸数の変更により土地利用計画の変更を余儀なくされたことなどから繰り越したものでございます。災害公営住宅建築事業につきましては、明許繰越額が約26億5,200万円でございましたが、実際翌年度に繰り越した額は約20億9,100万円となっております。

また、防災集団移転促進事業につきましては、明許繰越額が約18億6,500万円でございましたが、実際翌年度に繰り越した額は約14億3,700万円となっております。

それから、津波復興拠点整備事業につきましては、明許繰越額が約52億6,200万円でございましたが、実際繰り越した額につきましては約33億300万円となっております。

欄をお戻りいただきまして、第5項下水道費の磯地区農業集落排水整備事業でござい

ます。こちらにつきましては、磯地区農業集落排水小規模処理場建設に係る工事の施工調整に日数を要したことから繰り越したものでございます。明許繰越額が約2億5,000万円でしたが、こちらにつきましてはその全額を繰り越しさせていただくものとなっております。

次に、第6項都市計画費の新市街地CM業務委託事業でございますが、こちらにつきましては、3市街地の施行に関する監督補助業務や工事請負者間の調整、それから出来高測量などを行うものでございますが、宮城病院地区の工事繰り越しに伴いまして本業務につきましても繰り越したものでございます。明許繰越額が約2億1,900万円でしたが、その全額を繰り越しさせていただくものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

こちらの欄の2つ目になります、防災公園整備事業でございます。こちらにつきましては、関係機関及び工事間の調整に時間を要したということがございまして、繰り越しをしたものでございます。明許繰越額が約3億2,300万円でしたが、ほぼその全額でございます3億2,343万円程度を繰り越しさせていただくというものでございます。

これらの事業、トータル29事業を合計いたしまして、こちら3ページ一番下の欄になります、明許繰越額設定額の合計が139億2,300万円余りとなっておりますが、このうち106億6,900万円余りを平成28年度に実際繰り越したということになります。財源内訳につきましては右の欄記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）報告第9号 繰越明許費繰越計算書について（平成27年度山元町一般会計）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第8. 報告第10号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。続きまして、報告第10号 事故繰越し繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

こちらも地方自治法施行令の規定に基づきまして、具体的な繰り越しの額を報告させていただくものでございます。

では、1ページをお開き願います。

平成27年度山元町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。こちらにつきましては、いわゆる突発的な事象によりまして年度内に支出が終わらなかったためやむを得ず翌年度に繰り越すものにつきまして、その理由等をご説明申し上げます。

計算書でございますが、こちら左から順に予算科目、事業名、昨年度中の支出負担行為額、その隣に支出状況を記載しております。また、繰越額、その財源内訳に続きま

して表の一番右側の欄に繰越理由を記載してございますのでご参照いただければと思います。

27年度において事故繰越しするものはこちらの6件となっております。

まず、第6款農林水産業費第3項水産業費、農山漁村地域整備交付金事業でございます。表の中央部分、翌年度繰越額の欄をご覧いただきたいと思いますが、2億2,600万円余りを事故繰越しとするものでございます。その理由でございますが、磯浜漁港の防潮堤工事の工事着手後におきまして、大震災により被災した漁港施設の復旧工事を優先して完了させる必要があったと。同工事との施行調整により年度内完成が困難となったものでございます。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費、復興関連道路新設改良事業、社総交復興枠でございます。翌年度繰越欄の繰越額の欄をご覧いただきたいと思いますが、2,000万円余りを事故繰越しするものでございます。その理由でございますが、山元町高瀬地区の詳細設計業務につきまして、国道に埋設されている光ケーブルの移設が必要となったものでございまして、移設に当たり関係機関との協議に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったというものでございます。

続きまして、同じく第2項道路橋梁費、幹線道路等整備事業でございます。こちらは1,770万円ほどを事故繰越しするものでございます。その理由でございますが、交差点改良に係る関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

続きまして、第4項住宅費、公営住宅建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査事業及び第6項都市計画費の防集事業に係る埋蔵文化財発掘調査事業でございますが、それぞれ198万円余り、それから、385万円余りを事故繰越しするというものでございます。その理由でございますが、いずれも埋蔵文化財発掘調査を行うに当たりまして、支障物件の移転に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったというものでございます。

最後でございますが、第10款教育費第1項教育総務費、PCB廃棄事業でございます。こちらは300万円余りを事故繰越しするというものでございます。その理由でございますが、PCB処理事業所におきまして、処理能力を上回る廃棄物が登録され、当初予定されていた年度内の処分が困難となったというものでございます。

以上、事故繰越しの合計額でございますが、一番下の合計欄の翌年度繰越額の欄でございますが、約2億7,290万円、財源内訳といたしまして既収入特定財源約1,878万円、一般財源1億2,877万円となっております。

事故繰越しの説明につきましては以上となります。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）報告第10号 事故繰越し繰越計算書について（平成27年度山元町一般会計）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第9. 報告第11号を議題とします。

本案について報告を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。報告第11号 山元町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成27年度山元町水道事業会計予算の繰り越しにつき、別紙のとおり地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次のページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。款、項、事業名の順にご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費、水道施設災害復旧事業、予算計上額2億1,168万4,567円、支払い義務発生額8,816万8,600円、翌年度繰越額1億1,860万円、財源内訳は記載のとおりでございます。不用額491万5,967円。事由についてですが、新市街地宮城病院周辺地区の上水道施設建設工事及び山元南スマートインターチェンジ設置に伴う配水管移設工事等において、他事業との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため繰り越しするものでございます。

以上、報告といたします。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）報告第11号 山元町水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第10. 報告第12号を議題とします。

本案について報告を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。報告第12号 山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成27年度山元町下水道事業会計予算の繰り越しにつき、別紙のとおり地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次のページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、同じく款、項、事業名の順にご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費、下水道施設拡張事業、予算計上額4億3,692万2,000円、支払い義務発生額1億1,604万2,909円、翌年度繰越額2億7,373万9,000円、財源内訳は記載のとおりでございます。不用額4,714万91円。理由についてですが、磯地区農業集落排水小規模処理場建設に係る工事については、管渠整備を含め年度内の完成を予定しておりましたが、復興交付金を含め、他事業との施行調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったためでございます。

次に、地方公営企業法第26条第2項、ただし書きの規定による事故繰越し額について説明いたします。款、項、事業名の順にご説明いたします。

1款下水道事業費3項特別損失、廃止管渠処理事業、予算計上額5億6,838万2,000円、支払い義務発生額1億5,381万1,394円、翌年度繰越額3億8,3



00万円、財源内訳については記載のとおりでございます。不用額3,157万606円、繰り越し理由についてですが、今回事業を繰り越す廃止管渠処理事業については、予算要求時において特環公共下水道の牛橋処理分区、花笠処理分区、笠野処理分区、中浜地区農集排区域等を対象とした総額約5億7,000万円弱の事業を予定しておりました。しかし、平成27年度中に施行できたのは牛橋処理分区、花笠処理分区、笠野処理分区等の一部区域であり、特環公共下水道区域の他事業との調整により施工ができたもので、約1億5,000万円の事業費にとどまりました。その他の特環公共下水道区域や中浜地区農集排区域は平成28年度に事業を繰り越さざるを得ないこととなりました。その理由についてですが、東日本大震災に伴って宮城県が施工する東部地区における農地整備事業等、こちら廃止管渠処理事業との、これら事業との施行区域の調整にまづ不測の日数を要したものであり、その結果といたしまして特環公共下水道では国庫補助金を財源とする約3億5,000万円、農集排事業については農地整備事業で負担をいただく3,300万円となる事業については、年度内の完了が困難となったものでございます。

また、今回事業を繰り越す廃止管渠処理事業については、工事の請負ではございますが、資産を形成する建設改良費ではないことから、下水道事業会計の中の収益的収支である3条予算の特別損失に予算を措置しておりました。この企業会計は一度目の事業繰越であっても地方公営企業法第26条第2項ただし書きにより事故繰越しということになります。

以上、報告といたします。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

ありますか。12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。1点だけお伺いします。

この事故繰越しのやつで、この磯地区とかいろいろ数字が出てきましたけれども、これはいつ契約したのか、それだけちょっと教えていただけますか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。申しわけございません。個別のデータを今持っておりませんので、「わかりました、いいです」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）報告第12号 山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第11. 議案第38号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第38号 山元町こどもセンター条例についてご説明申し上げます。

議案書の次ページ、条例案と配布資料No.4 条例議案の概要によりご説明をいたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

お手元の配布資料No.4 条例議案の概要を中心にご説明申し上げます。

提案理由につきましては、総合的な子育て支援を推進するため、山元町つばめの杜東地内に山元町こどもセンターを設置する条例を制定するため、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

1. 制定内容です。山元町こどもセンター設置に関し必要な事項を条例で規定するものであります。

2. 条文構成等でございます。

第1条につきましては、本条例の趣旨を規定するものでございまして、公の施設の設置を規定している地方自治法第244条の2第1項に基づき必要な事項を定めることとしております。

次に、第2条につきましては、名称及び位置を規定するものでございまして、名称は、山元町こどもセンター、位置は、つばめの杜東区内の浅生原字新田1番地230と規定するものであります。

次に、3条についてですが、こちらは施設構成や運営を規定するものでございまして、こちらの条例議案の概要の次ページをお開き願います。上段のイメージ図をご覧ください、このこどもセンターは、現在鋭意開設に向けて準備を進めております子育て拠点施設のうち、保育所を除く部分の総称を示すものであります。児童館、子育て支援センター、山下第二小学校放課後児童クラブの3つの機能を有するセンターと位置づけをするものであります。

また、参考資料として添付しております当こどもセンターの運営に関する運営内容についてご説明させていただきます。

この議案の概要の次ページ、さらにお開き願います。

当センターは、原則開所時間なんですけど、午前10時から午後6時までとしており、小学校の夏休みなど長期休暇期間については午前8時半から午後6時半までとすることとしております。

なお、原則、日曜日、祝日、年末年始は休館としまして、利用者の範囲につきましては、原則なんですけど、町内に居住する乳幼児とその保護者、小学生、中学生、高校生までの児童としております。

では、条例議案の概要の1ページにお戻り願います。

条文構成等の第4条については、職員の配置を規定するもの、第5条につきましては、規則への意義を規定するものでございます。

次に、3. 本条例の施行期日は平成28年7月1日。

4. 当こどもセンターの供用開始予定日につきましては、平成28年7月25日としているところであります。

以上が本条例議案の概要であり、その内容を条文化したものが提出いたしました条例議案でございます。条文ごとの改めての詳細な説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、議案第38号 山元町こどもセンター条例についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。この条例につきましては、後にまた詳しく審査するという事になっているわけですが、一つちょっと確認したいんですが、附則、条例は平成28年7月1日から施行するというふうになっていますが、もうわずか1カ月後のということなんですが、こうした条例、これに限らずですね、こうした新規の条例を設定、制定する際には、こうしたこの期間の持ち方といいますか、提案の時期ですね、その辺の考え方は従来どおりの提案のされ方なのかどうか、町長、お尋ねいたします。

議長（阿部 均君）課長、答えるの。（「私は町長に聞いたんですよ」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい。技術的な観点もございますので、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。本来であれば、当議会の関連により新規条令というのはやはりある程度期間をおいて十分な審議期間をおいての審議をいただくというふうなルールをわかっているところではございました。この事情に関しまして、新しい施設でございます。実は、でき上がったの前年度末、3月によりやくできたことではございます、並行して運用等も現在進めてきた次第でございます。実際、大体の条例の原案はある程度事務方では作り込んでいたんですが、やはり3月議会においては正式にこの議場の議員さん皆様に正しいものとしてお示しすることが不可能な状態ではございました。よって、先ほど議長報告でもございました総務民生常任委員会の開催の機会を通じて、若干ですが原案、素案の素案という段階ではございましたが、ある程度資料をお出しさせていただいて、審議をいただいていたというふうには考えているところでございます。

なお、今回、本当に短い期間での審議となりますが、ぜひご理解賜りまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。担当課長のほうからの答え、答弁でなくて、全体としてどうなのかということをお尋ねした、そういうことから町長にということだったんですが、法令審査会等々を通して、そして我々に提起されていると思うんですが、その際の検討はどうであったのか、じゃあ改めてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。条例等の具体的な審議につきましては、条例審査会のほうで対応してございますので、条例審査の対応に当たった担当課長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの件でございますけれども、前段の部分については、担当課長からご説明があったとおりでございまして、法令審査委員会におきましても残念ながら直近になっての審査になったという状況でございます。なお、この内容等を鑑みたとときに、サービス提供の内容の部分と、設置に関する条例と、本来一体性のものというふうには捉えられるところでもございますが、本条例については、設置に関する条例内容というふうなことでもございますので、今後極力早期に提案できるよう心がけてまいりたいと考えているところではあります。諸般の事情等もご理解いただきますよう、あわせてお願い申し上げたいというふうに存する次第であります。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。提案される時期が非常に込み入ったといいますか、直近のものになってしまったというようなことを確認して終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。議案概要の3ページ目ですね、最後のところのようですが、1つ目は、山元町放課後児童クラブ（山下第二小学校児童クラブ）とこの括弧書きをしておい

て、最後の利用者の範囲のところ町内に居住する小学校1年生から6年生までの児童というふうにしてあるわけですが、このような範囲であれば括弧書きは私はいらないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

山元町町内の放課後児童クラブの設置条例ございまして、その中に放課後児童クラブの町内にある、現在町内には3カ所ございまして、山下小学校の児童クラブと山下第二小学校児童クラブと、坂元小学校児童クラブというふうに3つ定義されておりまして、今回、もともとは既存ありました山下第二小学校の児童クラブが災害復旧で移転して、こちらのほうのこどもセンター内にとすることでして、もともとある児童クラブの名称を引き継いでいるということでございまして、実際、本来町内にはもう一つ小学校がございまして、山下第一小学校というのがございまして、そこには山元町放課後児童クラブの設置条例の中では定義されておりません。ですので、あえてこの利用者の範囲としては、町内全域を考えての児童クラブというふうな形で説明資料としてはつくらせていただいております。回答になっておりますでしょうか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。簡単に申しますと、第一小学校と第二小学校が使えるというふうに捉える人と、町民は、そうではなくて、山下小学校の人も坂元小学校の人も使えるんだというふうに理解をしている人というと思うので、明確にしておいたほうがいいのかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。山下小学校、坂元小学校、山下第二小学校に関しまして、やはり学校終わってからすぐに近くにある、また、同じ校舎に設置してある児童クラブ等に通ったほうが子供の安全上確かかと思えます。ただ、第一小学校の放課後児童クラブに関しましては、現在、社会福祉協議会の協力をいただいて、送迎をして山下小学校の児童クラブに送迎をして預かっているような状況でございまして、ですので、第一小学校の現在、今後新しくこちら施設のほうできますので、過去にも第一小学校の子供さんが第二小学校の児童クラブに通っていたり、山下小学校の児童クラブに通ったりと、ある程度時期で変わっていた時期もございまして、過去には、ですので、今回、保護者の意見等をお聞きしながら、どちらに行くかどうかも検討し、柔軟に対応していければというふうに考えてございまして、以上でございまして。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。その件についてはそのようにお考えいただいて、対処していただきたいと思っております。

もう1点、別件ですが、児童館と山元町子育て支援センターについてですが、日曜日、祝日が休館日になっておりますが、やはりサービスをするという観点から言えば、子育てをする保護者の方、女性の方含めて、日曜日はあけてやったほうが利用しやすいのではないかとこのように一般的に考えるわけですが、ここ日曜日休館にした理由というのを教えてください。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質問にお答えいたします。

まず、こちら日曜、祝日休館というふうな考え方に関しましては、やはり近隣市町村の状況を鑑み、確認をし、検討してまいりました。なお、やはりどうしても子供と触れ合う時間がないというふうなお話も反面ございまして、ぜひ日曜日は家庭で保育をしていただくというふうなことも考え、あえて休館日を日曜日と祝日と設けるのも必要だろうということで、今回このような考えで進めていきたいと思っております。以上

でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。原則的にはわかりますが、子育てするなら山元町というふうなことがありますし、今度、立派な公園が隣にできました。日曜日とか休日にはあそこを利用して保護者ともども子供たちも、幼児を含めた乳幼児が行くと思うんですが、やはり一時休憩をしたり、ちょっとした困ったことを相談するためには、あそこはあけておいてやるのがベストなのかなというふうに考えますので、今後ご検討いただければと思います。答えは求めません。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号は、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第38号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第12．議案第39号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第39号 山元町児童館条例についてご説明申し上げます。

こちらが議案書の次ページの条例案と配布資料No.5 条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願い申し上げます。

お手元の配布資料No.5 条例議案の概要によりご説明いたします。

提案理由につきましてですが、山元町つばめの杜東地内に山元町児童館を設置する条例を制定するため、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

1．制定内容でございます。山元町児童館の設置及び管理に関し必要な事項を条例で規定するものであります。

2．条文構成等です。第1条については、本条例の趣旨を規定するものでございまして、公の施設の設置を規定している地方自治法第244条の2第1項に基づき必要な事項を定めることとしております。

次、第2条につきましては、名称及び位置を規定するものでございまして、名称は山元町児童館、位置はつばめの杜東区内の浅生原字新田1番地230と規定するものであります。

次に、第3条についてですが、所管事務を規定するものでございまして、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業の実施を規定しており、第4条については職員の配置を規定するもの、第5条については規則への意義を規定しているものでございます。

3の施行期日、本条例の施行期日は平成28年7月1日。

4. こちら児童館の供用開始予定日につきましても平成28年7月25日としているところであります。

以上がこちら条例議案の概要でありまして、全体のイメージ、運営等につきましては、先ほどご審議いただきました議案第38号の条例議案のとおりでございます。こちらも改めて詳細な説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、議案第39号 山元町児童館条例についてのご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）ないようですので、質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号は、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第39号は、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第13. 議案第40号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第40号 山元町子育て支援センター条例についてご説明申し上げます。

こちら議案書の次ページの条例案と配布資料、こちらNo.6になります、条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

お手元の配布資料No.6 条例議案の概要によりご説明申し上げます。

提案理由についてですが、山元町つばめの杜東地内に山元町子育て支援センターを設置する条例を制定するため、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

2の条文構成等でございます。

第1条については、本条例の趣旨を規定するものでございまして、こちら公の施設の設置を規定している地方自治法第244条の2第1項に基づき必要な事項を定めることとしております。

次に、第2条につきましては、こちら名称及び位置を規定するものでございまして、名称は、山元町子育て支援センター、位置は、つばめの杜東区内の浅生原字新田1番地230と規定するものであります。

次に、第3条についてですが、所管事務を規定しておりまして、こちらは子育てに関する相談、援助や指導に関する業務などを所管する施設であることを規定しております。

第4条については、関係機関との連携を規定するもの、第5条については職員の配置

を規定するもの、第6条については規則への意義を規定しているものでございます。

次に、3. 施行期日です。本条例の施行期日は平成28年7月1日。

4の供用開始予定日につきましては、こちら子育て支援センターの供用開始につきましても28年7月25日としているところであります。

以上が条例議案の概要であります。全体のこちらのイメージ、運営等につきましては、先ほど議案第38号の条例議案の概要でご説明申し上げたとおりでございますので、改めての詳細な説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、議案第40号 山元町子育て支援センター条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号は、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第40号は、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

---

議長（阿部 均君）以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、6月13日午前10時開議であります。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午前 11時48分 散 会

---